

性表現を含む印刷物に関する考え方

EditNetプリンテック

2013年11月

- この資料は、性表現を含む印刷物に関する弊社の考え方を整理したものであり、法的な問題に関する何らかの見解や主張などを行うものではありません。特に個別の案件についての法的な解釈については、弁護士等の専門家にお尋ねいただくことをお勧めいたします。
- この資料は、個別のご依頼に関する弊社の対応についてを規定するものではありません。
- その他、弊社にご発注いただく印刷物の内容については、別に「ご注文いただく印刷物の内容に関する考え方」として整理しておりますので、あわせてご参照ください。

わいせつな表現・青少年に有害な表現(全体像)

性表現を含む表現

通常, 問題にならない性表現
(一般的な性描写)
(例)一般的な漫画や小説における性の描写

青少年に有害な表現

わいせつな表現

(例)性欲をいたずらに刺激するような態様での, 性器などのあからさまな描写
(例)いわゆる「無修正」「裏本」など

(例)性行為などを露骨かつ興味本位に取り上げるなど, 発達途上にある青少年の育成に悪影響を生ぜしめるような描写
(例)市販のいわゆる「成人向け本」など

善良な性風俗を維持する目的で, 法律で刑罰を伴って頒布等を禁止
→ご注文をお受けできません

(例)残虐な暴力や殺人などを刺激的に扱った描写のうち, 青少年の健全な育成の妨げとなるような描写

※青少年…18歳未満の者

性表現があるというだけで, 青少年に有害と決まるわけでもないし, ましてわいせつということにもならない
→**特段, 問題ありません**

青少年の健全育成を図る目的で, 各県の条例等により取扱いの適正化を規定
(努力義務などを設ける)

→**青少年が手にすることがないよう, 自主的にご対応ください**

(例)表紙への表示, 頒布の相手方への年齢の確認など

わいせつな表現

わいせつな表現

(定義)

- 判例によると、「いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」
- 写真だけでなく、絵画、漫画、小説の類もわいせつ物になりうる。芸術的作品であってもわいせつ性が否定されるとは限らない。
- 写真や漫画の場合、例えば、性欲をいたずらに刺激するような性器のあからさまな描写など

(法的制裁)

- わいせつ物(図画、文書その他の物)の頒布、販売、公然陳列は法律で禁止されており、**刑事罰の制裁**がある

弊社での対応

- わいせつな図画・文書の流通は法律で禁止されているため、これにあたるおそれがある印刷物のご注文はお受けできません。

(参考)児童ポルノ

児童ポルノ

(児童買春処罰法による保護)

- 児童買春処罰法の目的は、児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の心身に極めて深刻な影響をもたらすことに鑑み、児童をこれら行為から守ること
- 児童とは、18歳未満の者(文理上、**保護の対象は実在する児童**。)
- 児童ポルノとは、児童の性交や性交類似行為を描写したり、衣服を着けない児童を、性欲を興奮または刺激するような態様で描写したもの
- 写真やデジタルカメラで撮影したデータなどはもちろん、実在する児童を上記のような態様で描写した漫画や絵画も、対象に含まれる。
- 児童ポルノ処罰規定は、**実在しない児童を描写した漫画等を規制対象にするものではない**。
- 児童ポルノの製造、頒布などは、**刑罰を伴って禁止されている**

児童買春処罰法・・・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
(「児童ポルノ法」「児ポ法」などと略されることもあります。)

弊社での対応

- 児童ポルノを製造・流通させることは、描写された児童の心身に深い傷を残すこととなります。これらの行為は犯罪であり、弊社は一切関与いたしません。
- 実在しない児童を性的対象とする表現については児童ポルノ法が規制するものではありませんが、当該行為が実際に行われるようなことがあってはならないことに鑑み、慎重な対応をお願いいたします(*)。特に、当該表現が青少年に与える影響については十分配慮し、青少年への頒布を行わないなどの自主的な対応を行ってください。

(*)13歳未満の児童に対する性行為は同意があっても強姦罪となり、18歳未満の児童に対して真摯な恋愛でない性行為を行えば各県条例において淫行として処罰される。このような行為の描写には、特に慎重さが求められる。

青少年に有害な表現

青少年に有害な表現

(定義)

- 例えば、都の青少年健全育成条例では「図書類(略)の内容が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある」場合に、発行者および販売者に対して、当該図書類を青少年(18歳未満の者)に見せたり渡したりしないよう努める義務を規定
- 性表現の場合、わいせつ物の範囲よりも広い
- 性行為などを露骨かつ興味本位に取り上げるなど、発達途上の青少年の健全な育成に悪影響を生ぜしめるような描写などは、青少年に有害と評価される

(努力義務)

- 都条例の場合、表示、区分陳列、個別包装などの具体的指示は、いずれも出版社や販売店への**努力義務**
※業者でない者が発行する出版物などに直接の規定は及んでいないが、青少年の健全育成の重要性に鑑み、青少年に有害なものは青少年に頒布すべきでない

(指定図書)

- 知事が指定した有害図書については、強制力をもって青少年への頒布等を制限

都青少年健全育成条例…東京都青少年の健全な育成に関する条例

弊社での対応

- 弊社は、青少年の健全育成のための社会的使命に鑑み、自費出版物を制作される皆様への周知・啓発を行います。
- 青少年に有害と考えられる内容の出版物については、例えば、表紙にその旨をわかりやすく表示する、サークルスペース等にその旨の表示を行う、頒布時に相手方の年齢を確認する など、青少年が触れることがないよう自主的にご注意いただくようお願いいたします。

青少年健全育成のための自主的な対応

出版物の内容が青少年の読みにふさわしくないと考えられる場合は、お客様におかれても青少年が手に取ることがないように自主的にご配慮ください。

青少年が手にとらないための自主的対応例

- 表紙へのわかりやすい表示
※表示方法は一例です



- サークルスペースでの、わかりやすい表示
※表示方法はプライスカードの一例です



- 頒布時における相手方の年齢確認

(参考)同人誌の性表現等に関する社会動向

「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守るために」最終報告書

警察庁が設置した研究会「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」最終報告書(2006年12月)では、携帯電話、ゲームと並び、「子どもを性行為等の対象とするコミック等」についてページを割いて論じ、その中で、(実際に行えば処罰の対象となるような)「児童を対象とする性行為」が公然と流通していることについて、強い危機感を表明。

本報告書は、公的な研究会等の取りまとめの中に「同人誌」が取り上げられたことが異例であるとして話題になった。業界団体の自主規制が及んでいるゲームソフト等に対し、コミックは商業出版物・自費出版物のいずれも自主規制が十分行われていないと指摘し、児童を性の対象とするコミック等の氾濫について、大人が危機感を持つとともに節度を持った表現をすることなどを求めている。

さらに、こうしたコミック等が青少年にまで入手可能な状態で流通していることについて、同人誌即売会等の主催者に対しても、これらコミック等を青少年に売らないための対策の強化を求めるべきとしている。

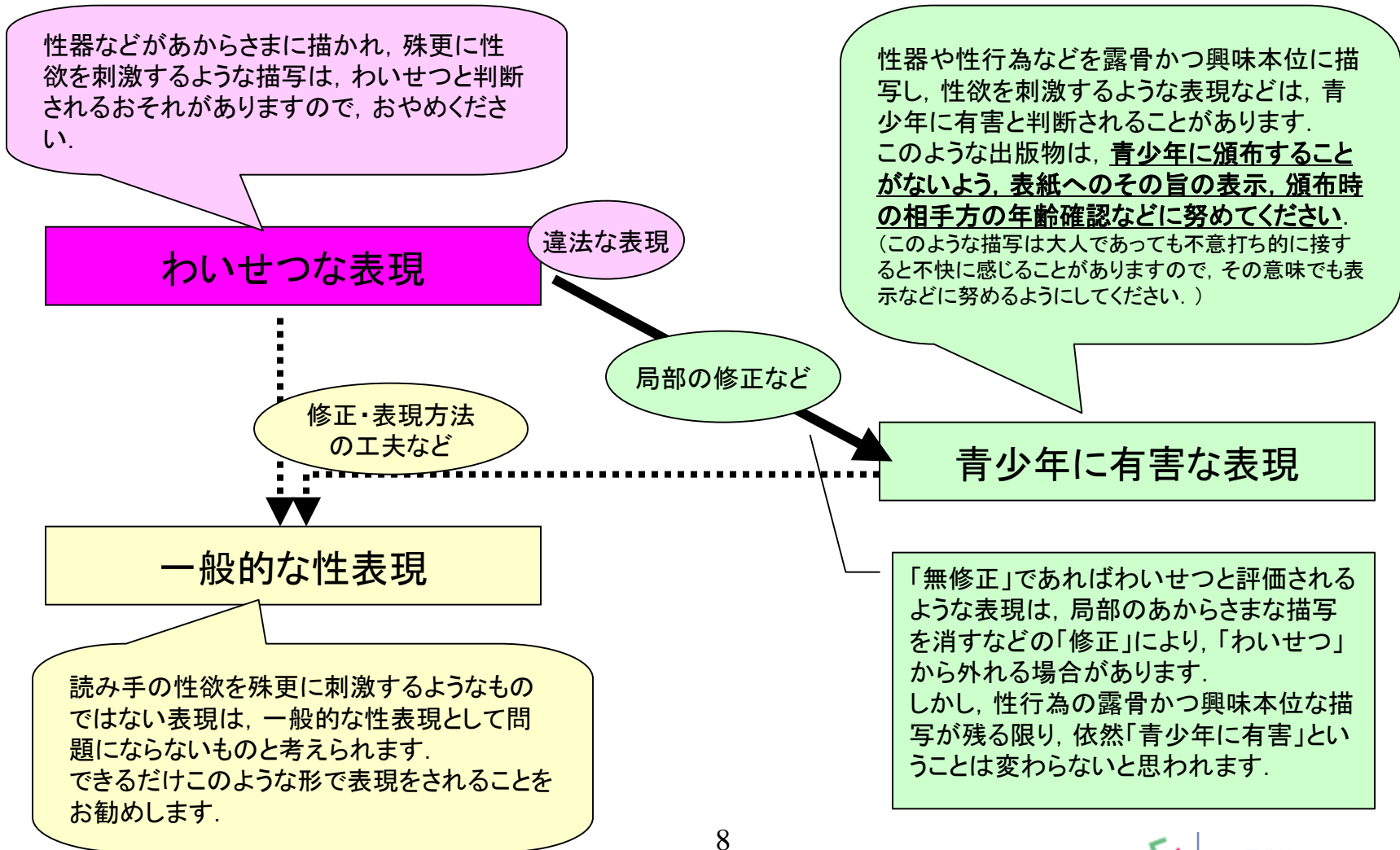
→報告書は青少年に有害なもの一般についてではなく、「子どもを性行為等の対象とするコミック」について、非常に強い懸念を表明

同人誌即売会主催者、同人誌印刷会社等の対応

2007年5月、「同人誌と表現を考えるシンポジウム」が開催され、パネリスト各氏はバーチャル研究会の報告書により表現規制が進みかねないことを懸念し、即売会等におけるゾーニング(青少年に有害な出版物を青少年に売らないための対応)の啓発活動等の重要性を確認。これらを端緒に、日本同人誌印刷業組合および各同人誌印刷会社等においても、成人向け表示等の重要性の啓発活動を実施。

※ただし、いずれの対応も報告書が指摘した「子どもを性行為の対象とするコミック」等を念頭においたものにはなっていない。

原稿の制作時などにご注意いただきたいこと



弊社での対応

「わいせつ」と判断されるおそれのある内容

- 「わいせつ」と判断されるおそれのある内容の印刷物については、その流通が法律で禁止されていますので、ご注文をお受けできません。

「青少年に有害」と判断されるような内容

- 青少年の健全な育成に影響を生ぜしめるような内容の印刷物については、お客様において、青少年が手にすることがないようにご注意ください。

(例)表紙へのその旨の表示、頒布時の相手方の年齢確認、スペースでの表示など

※大人の場合でも、不意打ち的に強い性表現に接すれば不快になることがあります。その意味でもわかりやすい表示に努めてください。

「修正」について

- 弊社でお客様の原稿を修正することはありません。また、弊社一任による修正の依頼もお受けいたしません。修正が必要と思われる場合は、お客様において修正してください。(性器等の露骨な描写が残らないように修正してください。)
- わいせつと判断されることがないようにご注意の上、ご入稿ください。